

令和6年3月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

令和6年3月7日

令和6年3月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

議案第47号	伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第48号	伊那市職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第49号	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	6
議案第50号	伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定め る条例及び伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	7
議案第51号	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……	9

伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「特殊勤務手当の支給」を「特殊勤務手当」に改める。

別表中

「

(4) 死体取扱 手当	福祉事務所及び特別養護老人ホームに勤務する職員で死体の収容又は死後の処置に従事したもの	取り扱った 1 件につき 2,000 円
----------------	---	-------------------------

」を

「

(4) 死体取扱 手当	福祉事務所及び特別養護老人ホームに勤務する職員で死体の収容又は死後の処置に従事したもの	取り扱った 1 件につき 2,000 円
(5) 災害応急 作業等手当	大規模な災害として市長が定める災害に係る応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員	作業に従事した 1 日につき 1,080 円（当該作業が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては、その額に 100 分の 200 を乗じて得た額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して市長が定める額

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

令和6年3月7日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

大規模な災害に係る応急作業等に従事した職員に、災害応急作業等手当を支給するため、提案するものであります。

伊那市職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の旅費等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することがその旅行の特殊性により困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊那市職員の旅費等に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

旅行の特殊性により所定の旅費では旅行することが困難な場合に、調整規定を設け所要の旅費を支給するため、提案するものであります。

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例
の一部を改正する条例

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「地域未来投資促進法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日又は令和 6 年 3 月 31 日までに新たに基本的な計画を作成する場合は当該計画の同意日の前日のいずれか早い日まで」を「平成 29 年 9 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に、「同意日以後」を「平成 29 年 9 月 29 日以後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づく第 2 期長野県上伊那地域基本計画の申請等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成24年伊那市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法第8条第23項に規定する複合型サービスをいい、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12」を「法第8条第23項第1号」に改める。

(伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例(平成24年伊那市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第27条中「施行規則第17条の12」を「法第8条第23項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和6年厚生労働省令第4号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

伊那市駅前身体障害者用便所	伊那市荒井 3 4 2 8 番地 7
---------------	--------------------

」を

「

伊那市駅前トイレ	伊那市荒井 3 4 6 9 番地 1
----------	--------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 3 0 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市駅前身体障害者用便所を建て直し、伊那市駅前トイレを設置するため、提案するものであります。